

## 第5章 特定健康診査等実施計画の公表や評価

### I 特定健康診査等実施計画の公表・周知

高齢者の医療の確保に関する法律第19条第3項の規定に基づき、特定健康診査等実施計画の作成及び変更時は、下記のとおり周知致します。

1 羽幌町ホームページ、広報への掲載

羽幌町ホームページや広報へ掲載し、広く町民への周知を図り、特定健診の受診を奨励するとともに受診率の向上を図ります。

2 公共施設窓口等での閲覧

役場庁舎、役場支所、すこやか健康センター、中央公民館、総合体育館での窓口閲覧をします。

3 医療機関への配布

道立羽幌病院、加藤病院、天売診療所、焼尻診療所へ配布します。

### II 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

本計画に基づき実施した内容や成果、目標の達成状況について毎年度評価し、対象者が利用しやすいよう必要に応じて、体制を見直し整備していきます。

本計画内容の変更が必要となった場合は、速やかに公表、周知します。